

【諮問（個人）第160号】

28川情個第25号

平成28年10月18日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年10月30日付け27川健障更第403号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

## 2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、成年被後見人〇〇〇〇〇（以下「本人」という。）の法定代理人（成年後見人）として、平成27年8月3日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、本人に関する「平成25年〇月〇日～現在のケース記録と会議記録」の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を本人に関する「平成25年〇月〇日から現在のケース記録と会議記録」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成27年8月20日付けで、次の部分を不開示とする一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ア ケース記録については、条例第17条第1号に基づく個人の評価、診断等に関する情報（専門的見地から行う指導上の所見）、同条第3号に基づく本人以外の個人に関する情報及び同条第6号に基づく事務又は事業に関する情報（地方公共団体が行う事業に関する情報）

イ 会議記録については、条例第17条第6号に基づく事務又は事業に関する情報（地方公共団体が行う事業に関する情報）

(3) 異議申立人は、平成27年10月15日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第160号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成27年10月15日付け異議申立書、平成28年2月4日付け意見書及び同年3月15日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立人は平成27年5月に本人の成年後見人として就任したが、本人に係る「地域移行に向けての支援」が2年以上の間全く進んでおらず、これまでどういった支援がなされてきていたのか、また、成年後見人選任までの経過事情などもまったくわからない状況であった。そこで、今後の生活支援について何に注意・留意・配慮していく必要があるのかを把握するため、これまでの生活支援状況に関する情報を収集する必要性が生じ、本件請求を行うに至った。

(2) 本人は、これまでに意に沿わないことがあったときや要求を通す手段として、療養生活を送るうえで必要不可欠な精神科薬や心臓疾患の薬の服薬拒否や提供される食事の拒否等続け、心臓機能をはじめとした症状が悪化してしまったことがあったと聞いており、これらに関する経過・事情についての手掛かりがないと病状悪化のリスクに備えることができない。また、逆に、これらの情報が開示されなかったことにより、情報を知っていれば防げたはずの事故、事件

が生じる等、本人に不利益を生じてしまうことも想定できる。その他、保有個人情報情報を全面的に公開されないことで、生命・健康・財産等の事故・事件が生じた場合に十分適切に対応できない可能性がある。

- (3) 条例第17条第1号該当箇所について、異議申立人は、福祉の専門職として本人に対する身上看護義務と善管注意義務、個人情報保護義務を課せられている。不開示部分が開示されたとしても本人に不利益となることはなく、むしろ、異議申立人が後見事務を適切に進めていくためには、実施機関の持つ専門的知見を知ることは不可欠である。開示することにより、実施機関の今後の生活指導に影響が生じることはなく、開示請求者に知らせないことが正当とは認められない。
- (4) 条例第17条第3号関係について、実施機関が呈示した不開示理由では、「本人等以外の特定の個人を識別することができるもの」なのか、「開示することによりなお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」なのかが分からず、理由として不十分である。
- (5) 条例第17条第6号関係について、実施機関は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項及び第7項に基づき関連機関に対する指導助言を業務とする機関であることから、他業務との関係性によらず独立していると考えられる。開示することにより関係機関との間で支障をきたす恐れはないと考えられるため、理由として不十分であり、関係機関の名称と機関ごとの理由を明らかにすべきである。
- (6) 本件処分理由は、主として「本人や関係機関との間の関係性や信頼関係を損ねるおそれがあり、川崎市障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の事業遂行や今後の生活指導に支障をきたすおそれがある」という内容であり、実施機関や関係機関側の事情や都合が、日本国憲法第13条で保障されているはずの「情報にアクセスする権利」、「プライバシーの権利」、「自分の情報をコントロールする権利」といった個人の人権よりも不当に広大に優先されている。

本件請求の具体的な必要が本人の生命・身体等の利益に関わるものであることに比して、不開示の理由として言及されている危険や理由はごく抽象的なものにとどまり、実施機関側の事情・都合が安易に優先されてはならないと考える。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成27年12月18日付け処分理由説明書及び平成28年4月19日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 在宅障害者地域サービス事業（以下「本件事業」という。）は、更生相談所の主要業務の一つとして、知的障害者福祉法第11条第1項第2号ロ及び第12条第2項に基づき実施している。同事業は、支援関係者及び関係機関（以下「支援関係者等」という。）からの依頼により、安定した地域生活が困難な知的障害者の個々の障害特性に応じた対応方法等について、知的障害者や支援関係者等と

もに課題の解決を図ることを目的とした相談支援業務である。

本件対象公文書は、本件事業における本人に関する記録であり、本人に係る指導、相談内容及び実施機関と本人、支援関係者等とのやり取りの内容等が記載されたものである。

- (2) 条例第17条第1号該当箇所については、本人に係る評価、指導、相談に関する情報で、開示することによって本人に不利益があるなど、実施機関における当該事業の目的達成を著しく困難にする情報である。

異議申立人は、当該情報は開示されても本人の不利益にならず、むしろ後見事務上で不可欠と主張している。しかし、本件対象公文書を開示することで、実施機関、本人及び支援関係者等との相互の信頼関係が損なわれ、本人が異議申立人や実施機関、支援関係者等に相談しなくなったり、支援の拒否をしたりすることにより、本人の生活課題や困難の解決につながらず、相談支援自体の遂行が難しくなることから、結果的に本人の不利益になってしまう。

また、これらの情報が開示され、本人と実施機関又は支援関係者等との信頼関係が損なわれると、実施機関と支援関係者等の連絡調整や情報共有が困難となる。このことでも同様に、本人の支援が困難となり、支援関係者等の課題が解決されず、本人の不利益が生じることから不開示とした。

なお、異議申立人は更生相談所の持つ専門的知見を知ることは成年後見人として不可欠としているが、知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第1条により、本人若しくはその保護者等は実施機関の作成する判定書の交付を求めることができ、それによって、実施機関の専門的知見を知ることは可能である。

- (3) 条例第17条第3号該当箇所については、本人等以外の個人に関する情報である。これらの不開示部分は本人等以外の特定の個人を識別することができる情報であり、たとえ、氏名のみを不開示としたとしても、本人等以外の権利利益を害する情報であることから不開示とした。

- (4) 条例第17条第6号該当箇所については、支援関係者等からの相談内容や聴き取り内容、また、それらへの対応・調整といった実施機関における事業手法等が記載されている。更生相談所では、知的障害者福祉法第9条第6項及び第7項による支援関係者等への指導助言は行うが、そのための支援関係者等との日常的な連絡調整業務は欠かせず、他機関から独立して業務を遂行することは不可能である。これらの情報が開示されることが前提となると、支援関係者等が情報提供することをためらうなど適切な情報が得られなくなり、実施機関及び支援関係者等による本人への安定した相談支援と障害福祉サービス提供ができず、今後の業務遂行を著しく困難にすることから、不開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 異議申立ての対象処分

実施機関は、本件請求に対し、別紙1「ケース記録票」中、1(1)、2(3)(5)(7)、3(2)、4(2)(5)、5(2)～(4)(6)(8)、6

(3) (5) (6)、7 (3) (4)、8 (4) (6)、9 (5) (6)、10 (2) (3)、11 (1)、12 (1) (3) (5) (8)、13 (1) ~ (4) (7)、14 (2) (3) (6) (8)、15 (2) (4) (5)、18 (1) (4) (6) (8)、19 (2) (7)、20 (2)、21 (1) (以下これらを「不開示情報A」という。)を条例第17条第1号に該当するとして不開示とした。

また、実施機関は、別紙1「ケース記録票」中、1 (4) (5)、2 (1) (6) (以下これらを「不開示情報B」という。)を同条第3号に該当するとして不開示とした。

さらに、実施機関は、別紙1「ケース記録票」中、1 (2)、2 (2)、4 (1) (3) (4) (6) (7)、5 (1) (5) (7)、6 (1) (2) (4)、7 (1) (2) (5) ~ (9)、8 (1) ~ (3) (5) (7)、9 (1) ~ (4)、10 (1) (4) ~ (7)、11 (2) ~ (4)、12 (2) (4) (6) (7)、13 (5) (6) (8)、14 (1) (4) (5) (7)、15 (1) (3)、16、17、18 (2) (3) (5) (7) (9)、19 (1) (3) ~ (6)、20 (1)、21 (2) 及び別紙2「会議記録」22 ~ 24全部 (以下これらを「不開示情報C」という。)を同条第6号に該当するとして不開示とし、別紙1「ケース記録票」中、1 (3)、2 (4)、3 (1) (以下これらを「不開示情報D」という。)を同条第3号及び同条第6号に該当するとして不開示とした。

これに対し、異議申立人は、いずれも開示すべきであるとして処分の取消しを求めている。

そこで、不開示情報AからDに対する同条各号の該当性について、以下検討する。

## (2) 不開示情報Aの条例第17条第1号該当性について

条例第17条第1号は、開示請求に係る本人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報 (以下「本人の評価、診断等に関する情報」という。) であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものについて、これを不開示情報とする旨定めている。ここでいう「開示請求者」とは、開示請求に係る本人及び第16条第4項 (本人が死亡している場合) に規定する開示請求者とされているところ、本件請求における「開示請求者」は本人となる。

そこで、不開示情報Aに対する同条第1号の該当性について、以下検討する。

ア 本人の評価、診断等に関する情報該当性

不開示情報Aは、本件事業に基づく本人の支援等に関する記録であり、本人に係る指導、実施機関や支援関係者等に対する本人の相談内容及び本人に対する支援上の評価等が記載された情報であることから、条例第17条第1号にいう本人の評価、指導、相談に関する情報等に関する情報に該当する。

イ 開示請求者に知らせないことが正当と認められるか否かについて

開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合とは、開示請求者に開示することにより、事務の目的達成を著しく困難にする等のおそれがあるため、

比較衡量の結果、開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合をいう。

この点、成年後見人である異議申立人は、異議申立人が社会福祉士として本人に対する身上看護義務と善管注意義務、個人情報保護義務を課せられていることから、不開示部分が開示されたとしても本人に不利益となることはなく、むしろ、異議申立人が不開示情報を知ることが、後見事務を適切に進めていくために不可欠であるから、開示すべきであると主張する。

しかしながら、本件請求において検討が必要となるのは、異議申立人に対してではなく、本人に対して当該不開示情報を知らせないことが正当と認められるか否かという点である。

この点、実施機関が行っている本件事業は、更生相談所の主要業務の一つとして、知的障害者福祉法第11条第1項第2号ロ及び第12条第2項に基づき実施されているものであって、支援関係者等からの依頼により、安定した地域生活が困難な知的障害者の個々の障害特性に応じた対応方法等について、知的障害者や支援関係者等とともに課題の解決を図ることを目的とした相談支援業務である。

したがって、本件事業の目的を達成するには、適切な相談支援を継続的に行っていく必要があり、そのためには、支援対象者と実施機関又は支援関係者等との相互の連携や信頼関係が不可欠なのであって、その相談支援内容や記録の秘密保持には十分な配慮が必要となる。

この点、特に本件支援対象者である本人の障害特性等に鑑みれば、本人に係る指導、実施機関や支援関係者等に対する本人の相談内容及び本人に対する支援上の評価等が記載された情報が本人の知るところとなると、本人と実施機関又は支援関係者等との信頼関係が損なわれ、本人が実施機関や支援関係者等に相談しなくなったり、支援を拒否したり、拒食・服薬拒否行動をとることによって病状が悪化したりすることにより、相談支援自体の遂行が難しくなり、本人に対して、適切な指導、相談等の支援が行えなくなることが考えられる。

したがって、不開示情報Aは、条例第17条第1号の本人の評価、指導、相談等に関する情報であって、本人の知るところとなると、実施機関の本件相談業務の目的達成を著しく困難にする等のおそれがあり、開示請求者に知らせないことが正当と認められる。

ウ 以上から、不開示情報Aを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

### (3) 不開示情報Bの条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報とする旨定めている。

そこで、不開示情報Bに対する同条第3号の該当性について、以下検討する。

ア 本人以外の個人に関する情報該当性

まず、不開示情報Bには、本人以外の第三者の氏や略称等が記載されている部分があり、これらは、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）に該当する。

また、不開示情報B中、上記の他の部分には、本人以外の第三者が相談したり話したりした内容等が記録されていることから、同部分は、本人以外の個人に関する情報でもあり、かつ、仮に本人以外の特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、その内容からすれば、開示することにより、第三者の相談内容の秘密保持が保てなくなり、第三者の正当な権利利益を害するおそれがある情報と考えられる。

したがって、不開示情報Bは、条例第17条第3号の本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は識別できないとしても開示することにより本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

イ 以上から、不開示情報Bを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

#### (4) 不開示情報Cの条例第17条第6号該当性について

条例第17条第6号は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とする旨定めている。

そこで、不開示情報Cに対する同条第6号の該当性について、以下検討する。

##### ア 市の機関が行う事務又は事業に関する情報該当性

不開示情報Cは、本件事業に基づく本人の支援についての、支援関係者等からの相談内容や聴き取り内容、相互の連絡内容等が記載されていることから、市の機関が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

##### イ 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか否かについて

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合とは、支障が実質的なものであって、そのおそれの程度も確率的な可能性があるだけでは足りず蓋然性があることが必要である。

この点、異議申立人は、実施機関は、知的障害者福祉法第9条第6項及び第7項に基づき関連機関に対する指導助言を業務とする独立した機関であることから、これらの情報を開示することにより関係機関との間で支障をきたすおそれはない旨主張する。

しかしながら、本件事業は、支援関係者等からの依頼により、安定した地域生活が困難な知的障害者の個々別々の障害特性に応じた対応方法等について、知的障害者や支援関係者等とともに課題の解決を図ることを目的とした相談支援業務であり、事業の目的や性質上、支援関係者等との連携を必要としている。また、知的障害者福祉法第9条第6項及び第7項による支援関係者等への指導助言を適切に行うためにも、むしろ本件事業において、支援関係者等との日常的な連絡調整業務は欠かせないものと思われる。

したがって、本人の障害特性等に鑑みても、本件事業に関して実施機関と支援関係者等との間の連絡内容等が開示されることが前提となると、支援関係者等が相談したり情報提供したりすることをためらうなどして適切な情報が得られなくなり、今後、実施機関と支援関係者等との間の情報連携、連絡等が適切に行えなくなる蓋然性があると考えられる。

したがって、不開示情報を開示した場合、本件相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同情報は条例第17条第6号に該当するといえる。

ウ 以上から、不開示情報Cを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(5) 不開示情報Dの条例第17条第3号及び同条第6号該当性について

不開示情報Dは、本人以外の第三者が相談したり話したりした内容が記載されているとともに、本件事業における実施機関と支援関係者等との間の連絡内容等が記載されている。

そうすると、前述と同様に、不開示情報Dは、条例第17条第3号及び同条第6号に該当する。

したがって、不開示情報Dを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(6) 結論

以上から、不開示情報AからDを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(7) 付言

なお、異議申立人が成年後見人として後見事務を適切に進めていくために、実施機関の持つ専門的知見を知ることが不可欠であるとの異議申立人の主張について、本審査会が実施機関に確認したところ、成年後見人としての職務を遂行するにあたり必要となる情報等について、支援関係者である異議申立人と連携していく中で、本件事業に基づく本人に対する支援の一環として、通常どおり個別に提供していくことは差し支えないとの回答を得ているので、その旨付言する。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 早 川 和 宏

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子



別紙1 ケース記録票

番号	頁	行	不開示情報	条例第17条 中該当号数	本答申書に おける分類	
1	(1)	1	4、5行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(2)	1	9～14行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	1	16～22行目	本人以外の個人に関する情報、事務又は事業に関する情報	3号、6号	D
	(4)	1	24行目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
	(5)	1	26～31行目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
2	(1)	2	1～7行目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
	(2)	2	11、12行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	2	13、14行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	2	14～17行目	本人以外の個人に関する情報、事務又は事業に関する情報	3号、6号	D
	(5)	2	17、18行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(6)	2	19行目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
	(7)	2	19～22行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
3	(1)	3	14～16行目	本人以外の個人に関する情報、事務又は事業に関する情報	3号、6号	D
	(2)	3	28行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
4	(1)	4	3行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	4	6～8行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(3)	4	10、11行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	4	13行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(5)	4	15、16行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(6)	4	19行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(7)	4	21～31行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
5	(1)	5	1行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	5	4、5行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(3)	5	10～12行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	5	15行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(5)	5	16～21行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	5	21～23行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(7)	5	26、27行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(8)	5	27行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
6	(1)	6	17～19行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	6	22行目	事務又は事業に関する情報	6号	C

番号	頁	行	不開示情報	条例第17条 中該当号数	本答申書に おける分類	
6	(3)	6	24、25行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	6	25行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(5)	6	26～28行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(6)	6	31行目～7頁1 行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
7	(1)	7	1、2行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	7	3、4行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	7	4行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	7	8、9行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(5)	7	10、11行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	7	15行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(7)	7	17～22行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(8)	7	26、27行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(9)	7	29～31行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
8	(1)	8	1～4行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	8	6行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	8	8、9行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	8	9～11行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(5)	8	11、12行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	8	12、13行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(7)	8	15、16行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
9	(1)	9	4行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	9	6行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	9	8～15行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	9	17行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(5)	9	19行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(6)	9	27行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
10	(1)	10	1、2行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	10	7～9行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(3)	10	12、13行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	10	17行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(5)	10	19行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	10	23、24行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(7)	10	26、27行目	事務又は事業に関する情報	6号	C

番号	頁	行	不 開 示 情 報	条例第17条 中該当号数	本答申書に おける分類	
11	(1)	11	5、6行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(2)	11	6、7行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	11	11行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	11	13～18行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
12	(1)	12	8～10行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(2)	12	11、12行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	12	14行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	12	14、15行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(5)	12	17～19行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(6)	12	20行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(7)	12	22行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(8)	12	26～31行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
13	(1)	13	1～4行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(2)	13	10行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(3)	13	12、13行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	13	16、17行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(5)	13	19行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	13	21、22行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(7)	13	26、27行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(8)	13	30、31行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
14	(1)	14	2～7行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	14	13行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(3)	14	20、21行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(4)	14	22～24行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(5)	14	28行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	14	30行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(7)	14	30、31行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(8)	14	31行目～15頁1 行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
15	(1)	15	3～5行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	15	10、11行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(3)	15	14～16行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	15	20行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(5)	15	26行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A

番号	頁	行	不 開 示 情 報	条例第17条 中該当号数	本答申書に おける分類	
16	(1)	16	1～3行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	16	7～15行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
17	(1)	17	2行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	17	6、7行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	17	10～15行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	17	24～27行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
18	(1)	18	1、2行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(2)	18	2～4行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(3)	18	6行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	18	8行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(5)	18	8～10行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	18	10～12行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(7)	18	12～18行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(8)	18	19行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(9)	18	27～31行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
19	(1)	19	1、2行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	19	7～9行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(3)	19	11行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(4)	19	13行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(5)	19	15～22行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(6)	19	25、26行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(7)	19	31行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
20	(1)	20	19～21行目	事務又は事業に関する情報	6号	C
	(2)	20	28、29行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
21	(1)	21	2、3行目	個人の評価、診断等に関する情報	1号	A
	(2)	21	29行目	事務又は事業に関する情報	6号	C

別紙2 会議記録

番号	頁	行	不 開 示 情 報	条例第17条 中該当号数	本答申書に おける分類
22	22	全部	事務又は事業に関する情報	6号	C
23	23	全部	事務又は事業に関する情報	6号	C
24	24	全部	事務又は事業に関する情報	6号	C